

## 社会福祉法人高須会の役員等の報酬規程

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第三条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1による1日分の報酬及び交通費の実費弁償費を支払うことができる。

3. なお、理事長及び理事が法人の職員の場合は、報酬及び交通費の実費弁償費は支払わないものとする。

4. 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1による1日分の報酬及び交通費の実費弁償費を支払うことができる。

(理事長及び理事の勤務報酬)

第4条 理事長及び理事が、理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2による報酬及び交通費の実費弁償費を支払うことができる。

2. なお、理事長及び理事が法人の職員の場合は、その支給は法人の旅費規定に従う。

(監事の報酬)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1による1日分の報酬及び交通費の実費弁償費を支払うことができる。

2. 監事が、理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2による報酬及び交通費の実費弁償費を支払うことができる。

別表1

理事長出席報酬	15,000 円
理事 出席報酬	15,000 円
監事 出席報酬	15,000 円
評議員出席報酬	15,000 円

別表2

理事長業務報酬	15,000 円
理事業務報酬	15,000 円
監事業務報酬	15,000 円

付則 この規定は、令和元年7月1日から施行する。